

48 学科課程・毎週教授時数の改正（昭和六年四月）

（欄外注記2）
 起（欄外注記1）
 案 昭和六年四月四日
 知事 学務部長（羽生印） 学務課長（代理・原村印）（丸山印）（森田印）
 年月日 部長

中央大学商業学校設立者

財団法人中央大学宛

学科課程及毎週教授時数中改正ノ件

（割印）

標記ノ件別紙ノ通指令相成タル処附則第二項ヲ左記ノ通訂正ス
 ルモノトシテ認可相成タル趣ニ付訂正ノ上至急文部大臣宛ニ通
 開申書提出相成度

記

本則施行ノ際現ニ第二学年以上ニ在学スル者ニ課スヘキ学科課

程ハ現行ノ商業学校規程ニ違反セサル範圍内ニ於テ新旧学科課程ヲ斟酌シ学校長之ヲ定ム

昭和六年三月三十一日

文部省実業学務局長 木村正義印

東京府知事 牛塚虎太郎殿

中央大学商業学校学科課程及毎週教授時数中

改正ノ件

標記ノ件別紙ノ通指令相成タル処附則第二項ヲ左記ノ通訂正スルモノトシテ認可相成タル次第ニ付訂正ノ上開申セシメラレ度

記

本則施行ノ際現ニ第二学年以上ニ在学スル者ニ課スヘキ学科課程ハ現行ノ商業学校規程ニ違反セサル範圍内ニ於テ新旧学科課程ヲ斟酌シ学校長之ヲ定ム

(欄外注記1)

「收受昭和六年三月三十一日・未学第一六五三号」判決四月七日

「施行四月八日」

(欄外注記2)

「完結」

(欄外注記3)

「東京府宿直・昭和六年三月三十一日」

(欄外注記3)

(欄外注記1)

昭和六年三月二日 案起

主任 (丸山印) (堀口印) (森田印)

昭和 年 月 日 案起

主任

(欄外注記2)

中央大学商業学校校則中学科課程及毎週教授時数改正並ニ附則追加申請書別冊主務省ニ御進達被成下度此段及御願候也

昭和六年三月十一日

中央大学商業学校設立者

財団法人中央大学

理事原 嘉道印

東京府知事 牛塚虎太郎殿

認可申請書

中央大学商業学校校則中学科課程及毎週教授時数並ニ附則別紙ノ通り改正追加致度候ニ付御認可被下度此段申請候也

昭和六年三月十一日

中央大学商業学校設立者

財団法人中央大学

理事原 嘉道印

文部大臣 田中隆三殿

学務部長 (羽生印)	学務課長 (中原印)	学務部長	課長
進	達	下	付
中央大学商業学校 学則中変更ノ件 右第三式經由印ヲ捺シ文部省 へ進達スルモノトス	同上ニ対スル 右 へ送付スルモノトス		

進 達 願

学科課程及毎週教授時数改正理由

現行中央大学商業学校校則中学校課程及毎週教授時数実施ノ從來ノ経験ニ鑑ミ且時代ノ進運ニ伴ヒ一層実効ヲ収ムル為メ多少ノ加除ヲ為スヲ至当ト認メタルニ由ル

中央大学商業学校学科課程及毎週教授時数

改正案

学科課程ヲ別紙ノ通り改ム(現行校則添付)

中央大学商業学校学科課程及毎週教授時数

学科目	事項	
	第一学年	第二学年
修身	道德ノ要旨一	同上
公民	同上	公民常識二
漢文	国語・漢文四	同上
作文	普通文一	普通文商用文一
習字	楷書・行書一	細字・硬筆一
数学	算術・珠算三	代数・商業算術・統計四
地理	内国商業地理二	外国商業地理二
歴史	内国史一	外国史一
理科	同上	同上
英語	普通英語六	同上
商業要項	商業各論二	同上
簿記	同上	同上
商業法規	同上	同上
商業経済	同上	同上
工業	同上	同上

計	タイプライティング	体操・教練	実習
三五	二	同上	同上
三五	同上	同上	同上
三五	同上	同上	同上
三五	同上	同上	同上

備考 タイプライティングハ随意科トス

追加スヘキ附則

- 一、本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 一、本則施行ノ際現ニ存スル第二学年、第三学年及ヒ第四学年ノ学科課程及毎週教授時数ハ其ノ第二学年ニ属スル生徒ノ卒業スヘキ学年(加筆)〔試験〕ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

(欄外注記1)
 「收受未学第一六五三号」「判決三月十六日」「施行三月十七日」
 (欄外注記2)
 「東京府收受・昭和六年三月十二日・未学第一六五三号」
 (昭和六年 学務課 私立学校 冊の六十二 314 B1 12)